

海幕厚第6217号

36.9.30

最終改正 海幕厚第94号

令和7年3月24日

各部隊の長
各機関の長 殿

海上幕僚長

俸給支給機関の指定等に関する訓令の実施細目に関する通達

俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号。以下「訓令」という。）に基づき及びこれを実施するための必要な事項を下記のとおり定める。

なお、海幕総厚第215号（30.6.3）は、廃止する。

記

1 俸給支給機関に属する職員の範囲

訓令第1条第2項の規定による俸給支給機関に属する職員の範囲は、別表のとおりとする。

2 俸給支給機関の長が有する訓令に規定する権限のうち、訓令第2条第1項第1号、同項第2号の食事代の控除及び国に対する払込並びに同項第5号の弁償金額及び払込金額の控除及び国に対する払込の権限は、中央業務会計隊司令に委任するものとする。

3 扶養手当等に関する認定事務

俸給支給機関の長は、職員からの訓令第4条による届出に関し、要件を具備しないおそれのある届出であっても、人事・給与情報システムにより確実に受理しなければならない。

4 臨時勤務等における俸給支給機関

職員が俸給支給機関を異にする部隊又は機関に臨時勤務、臨時乗組、入所、入校又は入院を命ぜられた場合、当該職員に対する俸給支給機関の長の権限は、自衛官にあっては補職されている部隊等の俸給支給機関の長に、自衛官以外の職員にあっては当該自衛官以外の職員が任用（併任を除く。）されている官職が置かれている

部隊等の俸給支給機関の長に、それぞれ属するものとする。ただし、訓令第8条第1項の規定により、その一部を依頼することは差し支えない。

5 俸給支給機関の分割

訓令第12条の規定による俸給支給機関の分割について、艦艇のぎ装中にそのぎ装員の俸給及び諸手当の支給等のため当該ぎ装員事務所を一つの俸給支給機関として分割しようとする場合は、訓令第12条第3項による海上幕僚長の承認があつたものとする。

6 異動した職員の異動後に処理を要する事項の発生した場合の措置

職員が俸給支給機関を異にして異動した場合に、当該職員の職員別給与簿を異動先の俸給支給機関に送付した後において給与の追給又は追徴すべき事実を発見し、又は生じた場合は、その事実の帰属している異動前の俸給支給機関からその事実をその者が現に所属する俸給支給機関に依頼し、その依頼に基づき、現に所属する俸給支給機関において追給又は追徴するものとする。ただし、追給又は追徴について別に指示のあつたときはこの限りでない。

添付書類：別 表

別 表

俸給支給機関	俸給支給機関の長	俸給支給機関に属する職員の範囲
海上幕僚監部	海上幕僚長	海上幕僚監部に所属する職員（注１）
東京音楽隊	東京音楽隊長	当該部隊に所属する職員
中央業務会計隊	中央業務会計隊司令	当該部隊及び当該部隊の所在地にある部隊に所属する職員（他の俸給支給機関に所属する職員を除く。以下この表において同じ。）
幹部学校	学校長	当該学校に所属する職員
第１術科学校		当該学校及び当該学校の所在地にある部隊等に所属する職員
第２術科学校		当該学校に所属する職員
補給本部	補給本部長	当該補給本部に所属する職員
航空補給処	航空補給処長	当該補給処に所属する職員
自衛隊横須賀病院	病院長	当該病院に所属する職員
掃海隊	掃海隊司令	当該部隊に所属する職員（掃海母艦を除く。）
横須賀潜水艦基地隊	横須賀潜水艦基地隊司令	当該部隊及び当該部隊の所在地（当該地区に限る。）にある部隊に所属する職員
呉潜水艦基地隊	呉潜水艦基地隊司令	当該部隊及び当該部隊の所在地（当該地区に限る。）にある部隊に所属する職員（横須賀潜水艦教育訓練分遣隊に所属する職員を除く。）
基地隊	基地隊司令	当該部隊及び当該部隊の所在地にある部隊に所属する職員 なお、函館基地隊にあつては、大湊地方警務隊本部函館警務班に所属する職員を含み、大湊水中処分隊に所属する職員を除く。
教育隊	教育隊司令	当該部隊及び当該部隊の所在地（当該地区に限る。）にある部隊に所属する職員 なお、横須賀教育隊にあつては、横須賀衛生隊第２衛生科に所属する職員を含む。
防備隊	防備隊司令	当該部隊に所属する職員

横須賀基地業務隊	横須賀基地業務隊司令	横須賀地方隊に所属する部隊又は艦艇に所属する職員及び当該部隊の所在地（当該地区に限る。）にある部隊等に所属する職員のうち、他の俸給支給機関のいずれにも所属しない職員並びに艦船補給処に所属する職員
呉基地業務隊	呉基地業務隊司令	呉地方隊に所属する部隊又は艦艇に所属する職員及び当該部隊の所在地にある部隊等に所属する職員のうち、他の俸給支給機関のいずれにも所属しない職員
佐世保基地業務隊	佐世保基地業務隊司令	佐世保地方隊に所属する部隊又は艦艇に所属する職員及び当該部隊の所在地にある部隊等に所属する職員のうち、他の俸給支給機関のいずれにも所属しない職員
舞鶴基地業務隊	舞鶴基地業務隊司令	舞鶴地方隊に所属する部隊又は艦艇に所属する職員及び当該部隊の所在地にある部隊等に所属する職員のうち、他の俸給支給機関のいずれにも所属しない職員
大湊基地業務隊	大湊基地業務隊司令	大湊地区隊に所属する部隊に所属する職員及び当該部隊の所在地にある部隊等に所属する職員のうち、他の俸給支給機関のいずれにも所属しない職員並びにすおうに所属する職員
佐世保衛生隊	衛生隊司令	当該部隊に所属する職員
舞鶴衛生隊		
海洋観測所	海洋観測所長	当該部隊に所属する職員
第24航空隊	第24航空隊司令	当該部隊及び当該部隊の所在地にある部隊に所属する職員

航空基地隊（硫黄島航空基地隊を除く。）	航空基地隊司令	当該部隊及び当該部隊の所在地にある部隊等に所属する職員 なお、鹿屋航空基地隊にあつては、鹿児島音響測定所、中央システム通信隊えびの送信所及び佐世保地方警務隊本部鹿屋警務班に所属する職員を、厚木航空基地隊にあつては、硫黄島航空基地隊及び当該部隊の所在地にある部隊に所属する職員を、徳島航空基地隊にあつては、呉地方警務隊本部徳島警務班に所属する職員を、小月航空基地隊にあつては、佐世保地方警務隊本部小月警務班に所属する職員を含む。
護衛艦	艦長	当該艦乗組員。ただし、練習艦隊、護衛隊群又は掃海隊群の司令部が置かれている艦艇にあつては、司令官又は群司令及び当該司令部に所属する職員を、護衛隊、潜水隊、輸送隊、海上補給隊、海上訓練支援隊、海洋観測隊又は練習隊の隊務が行われている艦艇にあつては、隊司令、エアクッション艇隊長及び当該隊勤務の職員を含む。（注２）
潜水艦		
掃海母艦		
輸送艦		
練習艦		
練習潜水艦		
訓練支援艦		
海洋観測艦		
砕氷艦		
敷設艦		
潜水艦救難艦		
試験艦		
試験潜水艦		
補給艦		
基地分遣隊（父島基地分遣隊を除く。）	基地分遣隊長	当該部隊に所属する職員
船越基地業務分遣隊	船越基地業務分遣隊長	当該部隊及び当該部隊の所在地（当該地区に限る。）にある部隊等に所属する職員（佐世保水上戦術開発指導分遣隊及び呉水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊に所属する職員を除く。）並びに横須賀衛生隊第３衛生科に所属する職員

松前警備所	松前警備所長	当該部隊に所属する職員
-------	--------	-------------

注 1：海上幕僚監部に所属する職員については、特別の場合のほか、中央業務会計隊を俸給支給機関とする。

注 2：群司令及び隊司令は、隷下の艦長を俸給支給機関の長として指定することができる。